

# 認定資格審査基準

埼玉県木協合法木材供給事業者の認定資格基準を次のとおりとする。

## I 木材加工業（製材工場、集成材工場、その他）

### 第1 原木の保管管理に関する基準

- ①原産地別（注1参照）、合法性証明非証明別（注2参照）に分別して保管することが出来る十分な土場面積を有していること。
- ②原木の混在が無いよう管理方法が定められていること。
- ③土場における原木取り扱い担当者が定められていること。
- ④運搬用機材が常時整備・配置されており、操作担当者が決められていること。
- ⑤原木在庫管理台帳等が整備され、在庫管理に関する情報が記録されていること。

### 第2 表示木材の原木調達に関する基準

- ①表示木材の原木についてははいごと又はロット毎に仕入れ先及び合法性証明非証明が、明確になっていること。
- ②仕入れ先が、原産地及び合法性証明非証明を確認できる者であり、求めに応じて原産地又は合法性等の証明書を発給することに同意した者であること。
- ③前記第1の⑤の原木在庫管理台帳等の中で表示木材用原木が特定できること。

### 第3 加工工程に関する基準

- ①加工工程において原木を原産地別及び合法性証明非証明別に使用することが出来る体制にあること。
- ②加工工程の途中に、原産地等の不明な材が混入しない作業仕組みになっていること。
- ③加工行程の担当者が定められていること。

### 第4 製品在庫管理に関する基準

- ①木材製品の保管場所は、分別保管が出来る十分な広さがあること。
- ②保管管理台帳が整備されていること。
- ③在庫管理の担当者が定められていること。

- ④保管中の木材製品の混在を避けるための措置がとられていること。
- ⑤運搬用機材が整備・配置され、操作担当者が決められていること。

#### 第5 表示証票の使用及び管理に関する基準

- ①表示を担当する責任者が定められていること。
- ②表示の実施に関する規則等が定められていること。
- ③証票等の保管が厳密に行える態勢にあること。

#### 第6 表示木材の販売管理に関する基準

- ①表示木材の生産及び販売台帳等を整備し、生産・販売に関する情報が記録されていること。
- ②求めに応じ、表示木材の生産・販売に関する情報が開示できる態勢にあること。

## II 木材流通業（卸・小売業、木材市場業等）、住宅建設業、その他

#### 第1 表示しようとする木材製品の仕入れ管理に関する基準

表示しようとする木材製品の仕入れ管理台帳等を整備し、仕入れに関する情報を記録すると共に次のいずれかに該当すること。

- ①埼玉県木協（以下、本会と称する）のメンバーから仕入れた木材製品の場合は、同メンバーから原産地等の表示を委任されたことが明確になっていること。
- ②本会のメンバー以外の木材加工業者から仕入れた木材製品の場合は、その木材加工業者が前記Ⅰの審査基準に照らして原産地等を確認できると判断され、その証明書の発給に同意した者であること。
- ③本会のメンバー以外の流通業から仕入れた木材製品の場合は、その製品の製造者による原産地等の証明書があり、直前の流通業者がそれを確認できること。

#### 第2 木材製品在庫に関する基準

- ①木材製品の保管場所は、分別保管が出来る十分な広さがあること。
- ②在庫管理台帳等が整備され、在庫管理に関する情報が記録されていること。
- ③在庫管理の担当者が決められていること。
- ④運搬用機材が整備・配置され、操作担当者が決められていること。

### 第3 表示証票の使用及び管理における基準

- ①表示を担当する責任者が定められていること。
- ②表示の実施に関する規則等が定められていること。
- ③証票等の保管管理が厳密に行える態勢にあること。

### 第4 表示木材の販売管理に関する基準

- ①表示木材の販売台帳等が整備されており、販売に関する情報が記録されていること。
- ②求めに応じ表示木材の販売に関する情報が開示できる態勢にあること。

## Ⅲ 共通

- ①取扱う木材製品の合法性等を証明しようとする事業者は、上記の基準の確実な実施に加え、木材製品の仕入れ時における合法性の確認を実行し、その木材製品の販売時における証明ロゴマークの添付または証明書の発行を誠実に実行すること。
- ②木材表示事務処理規則等の内部規定により一括して基準を定めている場合は、当該内部規定を上記の基準に照らして審査すること。
- ③「原産地」に「都道府県名」や「地域名」を付記しようとする場合は、各工程において都道府県名、地域名が判別できるよう管理すること。

注1 「原産地」とは、原木の「伐採地」をいい、表示は「日本」、「アメリカ」等の「国名」乃至「都道府県名」、「地域名」とする。

注2 「合法性」とは当該国の森林法等の関係法令に照らして合法であることをいう。

附 1. 平成18年12月1日制定。